

規範意識の向上と地域ぐるみで課題に取り組む仕組みづくり

○学校における取組の充実

・児童生徒の主体的な活動の活性化

児童会や生徒会における児童生徒の主体的な活動の一層の活性化に努め、児童生徒の社会性を育む。高校生が社会に参画する活動を推進し、小・中学校へ広げるとともに、地域の取組とも連携・協働した幅広い取組を展開する。

・道徳教育の推進

道徳教育を通じて、規範意識の向上や公共心の育成を図る。奈良の自然、伝統文化や郷土の偉人などを取り上げた「奈良県郷土資料」及びいじめを許さない心情や態度の育成につながる道徳の内容を取り上げた「読み物資料集」の活用を促し、郷土を愛する心やいじめを許さない心情・態度の育成に努める。

・体験活動等の活用

児童生徒の体験活動やボランティア活動、地域と連携・協働した取組等の機会を活用し、自他の存在のかけがえのなさを認め合う豊かな人間関係づくりに努める。

・「いのちの教育」の推進

うだ・アニマルパークにおける「いのち」に関する学習などの様々な学習や体験、他者との関わりを深めることを通して、情操を豊かにし、生命を尊重する心を育てるとともに、規範意識や社会性の向上を図る。

○生徒指導に関する教員研修の充実

規範意識の向上のための開発的・予防的な生徒指導を進めるため、研修講座等の一層の充実を図り、教員一人一人の指導力を高めることにより、学校全体の指導力を高める。

○学校・家庭・地域の連携・協働の取組の充実

「地域と共にある学校づくり」として行われているコミュニティ・スクール、地域学校協働本部（コミュニティ協議会、地域教育協議会等）、放課後子ども教室等の取組内容・方法の改善に努める。また、学校と県内外の団体・企業等をつなぐことにより、取組の一層の充実を図る。

○学校評価制度の推進

各学校が、学校評価を適切に実施し、学校運営の改善を図る取組を推進するとともに、その結果及び改善策を広く公表して、開かれた学校づくりを推進する。

地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域・社会に貢献する人材の育成

○郷土教育の充実

・小・中学校における「郷土学習の手引」の活用

郷土への愛着を深め、郷土をよりよくしていこうとする態度の育成を図るため、小・中学校において、郷土の自然や文化、人々との触れ合いを生かした学習を推進する。このため、郷土の自然や文化等を素材とした教材を充実させる。

・高等学校における「奈良TIME」の推進

高等学校において、授業や学校行事を通して、歴史文化資源など郷土の素材を生かしながら、探究活動を行うなど郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図る。「古事記」や世界遺産等を題材に行っている「奈良TIME」の取組を充実させるとともに、その成果の発信を行う。

○現代的・社会的な課題等に対応した学びの推進

・幅広い政策分野に関わる学びの推進

郷土教育、環境教育、消費者教育、租税教育、男女共同参画に関する学習、ライフデザイン形成に資する教育など幅広い政策分野に関わる学びを推進する。また、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育を推進する。

・様々な体験活動及び読書活動の推進

生活体験、社会奉仕体験、自然体験など子どもの体験活動を充実させるとともに、子どもの読書活動を推進する。

いじめや不登校など生徒指導上の諸課題への取組の徹底

○未然防止の取組

いじめを重大な人権侵害と捉え、シティズンシップ教育や地域と連携したボランティア活動等を通じた学びを推進し、児童生徒の社会的なリテラシーや規範意識の向上に努める。また、「いのちの教育」を推進するとともに、不登校や中途退学の未然防止の前提として全ての児童生徒が楽しく通うことができる魅力ある学校づくりを推進する。

○早期発見・早期対応

いじめ、不登校、暴力行為等の早期発見のために、教職員の対応力向上や定期的なアンケート調査の実施、学校内外の教育相談窓口の周知などの体制整備等に努める。

○組織的・計画的な支援体制づくり

個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、組織的・計画的な支援体制づくりを行う。いじめや児童虐待等が認められる場合は、学校は直ちに児童生徒の安全確保を関係機関と連携して行う。また、「個人情報生活カード」等により、情報の集約と共有化を図り、組織的・継続的な支援・指導が行われるよう、校内体制を整備・充実する。

○学校における教育相談機能の充実

教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談等をうけることができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置、学校の教育相談を推進するコーディネーターの資質の向上など、学校の教育相談機能の充実に努める。

○関係機関との連携

小・中・高等学校等それぞれの生徒指導担当者による異校種間の連携、積極的な情報交換を推進する。警察、医療機関やこども家庭相談センター等関係機関との連携強化に努める。

○児童生徒や家庭への適切な働きかけ

児童生徒の状況や保護者の求める支援を的確に把握し、適時かつ適切な支援の充実に努める。また、不登校児童生徒の保護者同士が互いに情報交換できるネットワークづくりの支援を行う。

人権教育の推進

○人権教育学習資料集「なかまとともに」等の活用促進と人権教育資料の作成・配布

児童生徒が人権尊重のための知識や態度、技能を身に付けるため、また、人権一般の「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権課題に即した「個別的な視点からのアプローチ」の双方向からの学習が効果的に進むよう、人権教育学習資料集「なかまとともに」等の活用促進に努める。

また、各教育現場において、より豊かな人権教育の推進に資するため、指導者向けに「人権教育の手びき」等の人権教育資料を作成・配布し、その活用の促進を図る。

○人権教育に関する教職員研修の充実

教職員等の指導者が、人権教育を推進するための知識や態度、技能を身に付け、高めていくことができるよう、質の高い研修等を実施・支援する。

○人権教育の深化と充実を図るための実践研究の推進

人権教育研究指定校等において、児童生徒の人権意識の高揚に向けた実践研究を行い、その成果を広く発信する。